

## いばらきヘルスケアポイント事業利用規約（ポイントシート版）

### 第1条 目的

本規約は、茨城県(以下、「県」といいます。)が実施する「いばらきヘルスケアポイント事業」に係るポイントサービス並びに同サービスで提供するポイントシート（以下、本サービスという。）の利用条件について定めます。

### 第2条 サービスの内容

本サービスは、ポイントシートを活用して、利用者が健康づくり活動を記録し、貯めたポイントに応じて、景品に応募できるものです。

### 第3条 利用者

本サービスの利用者は、茨城県内に在住、在勤、在学する18歳以上の者とします。

### 第4条 利用の申込み

本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、ポイントシートを協力市町村の窓口等で受領し、健康づくり活動を記録し、協力市町村の窓口へ提出します。

### 第5条 利用者の負担

参加に係る費用は、原則無料とします。ただし、事業の利用にあたって必要な経費は利用者の負担となります。

### 第6条 景品の提供

県及び協力市町村は利用者に付与したポイントに応じて抽選を行い、当選者に景品を発送します。

### 第7条 個人情報の取扱い

1 県及び協力市町村は、利用者の個人情報を適切に管理し、利用者の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとします。ただし、次の各号に掲げる場合においては、利用者の事前の同意なくして、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとします。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
- (2) 公衆の衛生の向上のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 個人情報保護法等法令に違反しない方法で提供する場合

- 2 第1項の規定にかかわらず、県及び協力市町村は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、第三者に業務委託する場合があります。
- 3 県及び協力市町村は、個人情報に次の目的に限定して利用するものとする。
  - (1) 委託事業者が利用者のためにサービスを提供するため
  - (2) 利用者情報の管理
  - (3) その他本事業のサービス提供に必要な業務
- 4 県及び協力市町村は、利用者情報から利用者を特定できる情報を削除し、個人情報でない形式に加工した統計情報を作成し、第三者に提供することがあります。

#### 第8条 規約の改定

県は、本事業の健全な運営を図るため、本規約の変更等の改定を行うことができます。改定したことについては、県ホームページ等により周知します。

#### 第9条 サービスの提供中止

県及び協力市町村は、天災・争乱等の不可抗力、運用上の理由、市町村との連携の解消、その他やむを得ない事情により、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

#### 第10条 免責

本事業は、利用者の健康改善及び増進を支援するものであり、利用者の健康状態が改善し、又は増進されることについて、保証をするものではありません。